

○通級指導学級（いぶき学級）での学習内容

通級による指導とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態です。

○特別支援教室での学習内容

1 特別支援教室導入の目的

特別支援教室導入の目的は、発達障害のある児童・生徒の学習上・生活上の困難さを改善し、在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫を進めることによって、対象児童・生徒が障害の状態に応じて、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにすることです。

そのため小・中学校全校に特別支援教室を設置し、特別の指導を行う教員（巡回指導教員）が所属する学校（拠点校）から担当する学校（巡回校）に出向き、それぞれの児童・生徒が在籍する学校において一人一人が抱える困難さに対応した特別の指導を行います。

このことにより、従来の通級指導学級への通級による児童・生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減することができます。また、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室の指導の時間を柔軟に設定することが可能になり、在籍学級での授業の遅れなどに対する不安の軽減を図ることができます。

2 基本的な考え方

発達障害のある児童・生徒が抱える困難さに対応したきめ細やかな支援を全ての学校で行います。その支援の目的は、児童・生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長です。この目的は特別支援教室での特別の指導のみで達成することではなく、次のような視点を踏まえて指導目標を設定し、指導計画をたてて指導に当たることが必要です。

（1）発達障害のある児童・生徒への適切な指導の実施

- ① 全ての小・中学校で、児童・生徒が抱える困難さに対応した特別の指導を受けられる体制を整備します。
- ② 特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害の状態に応じた特別の指導を実施します。
- ③ 児童・生徒が在籍する学級の担任等と巡回指導教員が協働して指導を実施します。

（2）全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が拠点校、巡回校の教職員に対して、指導内容・方法等について具体的な助言を行うことによって通常の学級における支援の充実を図ります。

(3) 相談機能の充実による児童・生徒の心理的安定

- ① 巡回指導教員と通常の学級担任等との連携、適切な役割分担によって相談体制等の充実を図ります。
- ② 臨床発達心理士等の活用による相談体制等の充実を図ります。

(4) 一貫性のある支援体制の構築

- ① 小学校で巡回指導を受けていた児童の指導状況等を、中学校へ確実に引き継ぎます。
- ② 中学校から次の進路先へ、支援に関する情報の引き継ぎを実施します。

(5) 具体的な指導内容の例

- 感情を表した絵やシンボルマーク等を活用し、自分の気持ちを言葉で表現する力を身に付ける。
- 自分の行動を注意されたときに反発して興奮を静められない場合は、その場を離れるなどの方法があることを知り、それらを実際に行うことができる。
- 本人が得意なことを生かして課題をやり遂げる体験を重ね、自分のよさに気付くことで自信をもたせる。
- 巡回指導教員と生徒の一対一のやりとりで、他者とのかかわりの方法を学ぶ。

3 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加できて、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間 35～280 単位時間 (週 1～8 単位時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加できて、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間 10～280 単位時間 (月 1～週 8 単位時間程度)
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

4 江戸川区の関係機関

江戸川区教育委員会学務課相談係（通級・通室の手続きに関すること） 03-5662-1627

江戸川区教育委員会指導室（特別支援教育の学習内容に関すること） 03-5662-1634